

## 平成22年第357回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成22年9月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第40号・第42号・第43号・第44号・第45号・第46号・第47号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号

請願第3号・第4号・第5号・第6号・第7号

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 圓谷誠君

総務課長 会田光一君 税務課長 富永祥二君

町民生活課長	円 谷 一 雄 君	保健福祉課長	深 谷 昌 利 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	須 藤 源 太 君	都市建設課長	藤 田 豊 君
上下水道課長	円 谷 清 茂 君	会計管理者 兼出納室長	小 針 茂 君
教育次長兼 学校教育課長	藤 田 忠 晴 君	生涯学習課長	近 藤 尚 一 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局 長 補 佐 兼 次 長	水 戸 邦 夫
--------	---------	---------------------------	---------

---

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより前回に続きまして一般質問を行います。

---

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 通告6番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして順次一般質問をいたします。

国の耕作放棄地再生事業が進められ、各市町村で準備に取り組むようであるが、矢吹町の状況はということで伺います。

農林水産省が7日に発表した2010年農林業センサス調査の速報は、農業就業者の減少に拍車がかかり、耕作放棄地がふえ、日本の農業と農村が深刻な危機に直面していることを衝撃的に示しております。日本の食料自給率は世界でも異常なカロリーベース40%に落ち込んでおり、農業再生は待ったなしの国民的課題です。猫の目農政と言われるようにくるくる変わり、農業を国の基幹的な生産部門として位置づけることなく、国民の食料を際限なく海外に依存する政策をとり続け、国内生産が縮小され続けてきました。農産物価格は市場任せになり農家は価格の下落にあえいでいます。特にここの米の値下がり、暴落には、異常と言えるほどの衝撃。こういう農家は各自持っております。果たして来年の再生産が、そうした気持ちを持たれるのか。こういう心配もしております。この5年間で農業就業人口が22.4%減少したのは、規模を拡大した農家を含めて、経営が続けられない事態が広がっているからだと思えます。歴代の政府の政策は、農業者から就農意欲を失わせ、後継者難、担い手不足という事態をつくり出してきました。そうした状況のもとで、耕作放棄地面積は40万ヘクタールの大台に乗りました。1990年の2倍弱です。これは九州の経営耕地面積、その総面積にも匹敵します。政府は、2020年度に食料自給率を現在の40%から50%に引き上げる、そうした施策の一つとして、耕作放棄地再生利用緊急対策、そういう事業も一つ取り組んでおりますが、その交付金を生かして耕作放棄地の再生事業に取り組む、地域協議会の設置の準備が進められているような報道がありました。福島県はこの耕作放棄地を全国でも最大規模で持っております。その解消に、交付金を基金として管理する県は、耕作放棄地解消に向けた体制が整ったとして積極的利用を呼びかける方針のようですが、矢吹町ではこの事業に取り組むのか。取り

組むのであれば、現在の取り組み状況を伺います。

次に、児童虐待の相談が1990年度の調査開始以来、19年連続で過去最多を更新しているが、町の現状は、また対策は、対応はということで伺います。

児童虐待防止法が制定されたのは2000年でありますから、欧米に比べると、歴史はかなり浅いものになっております。こうした中、二度の法改正がなされ、市町村も巻き込んだ幅広い対応、支援策が一応全国的に整備されて今日に至っております。どのようなケースにも対処できる形は整ってきていますが、しかし、マスコミの報道などでは、全国的に児童虐待による子供の死亡やまた重傷ケースが後を絶たず、関係機関が関与しても援助がうまくいかない、そういう状況になっているという報道があります。虐待要因の広がりには、第一に、生活の経済的困窮、格差社会の広がりの中、貧困のすそ野が拡大していることも否定することは難しいと思います。また第二に、家族の社会的孤立。第三に親の精神、人権的未熟性、ひとり親家庭の増大。このように見ると、子供の虐待を増加させ、そういうさせやすい要因が広がり、逆にそれを防止する要因を見つけるのは大変だと思います。こうした状況を見ると、子供の虐待の実数の広がり、深く静かに進行していくものと思われます。日本では長らく家庭内問題に法や公権の関与を拒んできました。そのため、警察や行政機関が積極的に関与し救済を図るということはありませんでした。唯一、親族や知人などの第三者がトラブルの調整機能を果たすことが暗黙に期待されています。しかし、こうした都市化や核家族化が進んで親族や近隣の関係が希薄になるにつれ、家庭内は密室となり、調整機能が働かなくなりました。家庭内は孤立した無法地帯という形になってしまいました。こうした不合理な事態を打開するために、これまでの民事不介入の原則を改め、民事介入の手続を制度化した法律が2000年の児童虐待防止法です。この法律は、本人の申請を関与の前提とはせず、周りからの意見と申告をかかわりの始まりとし、相手にニーズがなくても行政が積極的に介入し、そういう児童虐待防止法、これがしかれてきましたが、これと同様の趣旨で、2001年にドメスティック・バイオレンス法が成立し、2005年には高齢者虐待防止法が成立しました。家庭内問題への関与とその解決は、新しい時代の流れと変化に沿って必然的に生じてきた新しいテーマであり、従来の申請に基づく一定のサービス提供とは全く異質なものです。対象者は援助を受けようとするニーズを持たないばかりか、かかわりを拒否する、そういう傾向があります。従来のケースワークやカウンセリングが通用しない全く新しい枠組みと、援助の専門的知識が必要な、極めて困難度の高い問題を抱えております。私は今、児童虐待が我が矢吹町には1件もないことを願っていますと申しましたが、町の現状は、また万が一あるとしたら対策、対応を伺います。

次に、お年寄りが自立した生活ができるように支援する介護保険10年の評価は、町としての課題は、また2012年制度改定で改善すべき問題はということで伺います。

都会の底で広がる孤独死、老老介護の疲れ、子の心中、殺人。また、待機者が全国で42万人、数百人待ちの特別養護老人ホーム、他県への無届け施設への漂流、必要なときに利用できないサービス、いや応なしに年金から天引き、年々上がり続ける介護保険料、必要なときに必要な介護を受けられているのか。非定期、低賃金、重労働で離職率が高い職場、献身的な介護労働は、真に、本当に報われているのかどうか、誇りを持って働き続けられる職場になっているのか。10年目の節目を迎え、新たな改正に向けて、社会保障審議会での見直しの議論が始まりました。そもそも介護保険制度は社会保障費の削減をするために登場した構造改革対策の申し子ですが、しかし、介護労働を家族の責任から、原則として社会の責任へと転換したことは間違いありません。

そうした社会的責任を背負った以上、制度改革に向け、介護保険を真の社会保障としていくためにも、地方の現場の声を発信して、少しでもよいほうに制度改革が進んでいくようにすることが大事です。

こうした中で、私は認知と認定制度も大きな課題があると思います。要介護認定は認定申請のあった高齢者に対して、事前に訪問した調査員が身体機能と一部の精神機能に限って調査した調査票に基づき、コンピューター判定し、医師の意見書や調査員の特記事項を加えて認定審査会で判定するものですが、調査項目には住居の状態を、また経済状態、家族状態、そうした環境的なものは全くないために、単に立ち上げられるか、自分で食べられるか。これでは日常生活で必要なものはかけ離れてしまいます。そうして、この結果に基づいて要介護認定区分、すなわち支給限度額が決まるものですから、格差のある高齢期の生活をだれもが保障される水準というものがなくなってしまいます。また、認知症の人の介護度が、軽く認定されるケースが多いとも言われております。1年半後に迫った12年度の65歳以上の保険料月額全国平均改定に関し、厚生労働省は5,000円を上回りかねない、そういう見通しを示しましたが、制度発足時2,911円からすると、7割の引き上げになります。負担増はもはや限界との声が上がっています。介護の現場を預かるこうしたところから、先ほど言いましたように、少しでも12年度の改定に伴い現場の声が届くよう、そうした必要があると思います。こうした中で、現場の最高責任者の町長の声を伺います。

次に、高齢者ひとり暮らしの世帯への対策はということで伺います。

2006年改定で新設された地域包括支援センターでも、地域のネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握がうたわれております。私は地域ネットワークづくりが上からの組織化だけでなく、住民協働と自治の取り組みとともに発展していくことが大事だと思います。ひとりぼっちの高齢者、孤立した高齢者に目を配り、地域が協同で生活問題に取り組むことが大切です。私ごとでございしますが、私の母親は、千葉のほうに83歳ですが7年間ひとり暮らしをしております。最近、年寄りの事件、事故等、老人問題の多くが報道されておりますが、そのたびに電話での母親への連絡が行われました。そのときいつも母親には、周りから心配してもらえぬめんこいばあちゃんにいるようにと言っておりますが、大丈夫だよ、おまえのほうこそ、この夏は暑いから熱中症になるな、などということも言われております。まだこういう言葉が聞けるということは、母親は大丈夫と少し安心している現在の私の心境でございしますが、矢吹町でも高齢者のひとり暮らしの世帯はふえていっていると思いますが、そのような中で、ひとり暮らしのために病気や事故の心配もあります。矢吹町は70歳以上でひとり暮らしの方々は何人か。その人たちの日常の生活をどのようにとらえているのか。今後ますます高齢者ひとり暮らしが矢吹町でもふえてきます。団塊の世代の私たちも、あと六、七年でちょうど70歳の歳になります。このような状況をとらえ、今後の高齢者ひとり暮らしの町の対策を伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

5番、藤井議員のご質問にお答えします。

初めに、当町における耕作放棄地再生事業の取り組み状況についてのおたがしであります。この事業は平成21年度より始まった国の交付金制度として、農振農用地区域内にある耕作放棄地を対象に、所有者にかかわ

て耕作放棄地を再生、利用する取り組みを支援する事業であります。

当町では、平成22年2月24日に矢吹町耕作放棄地対策協議会を設立し、この交付金事業を位置づけながら推進しておりますが、現時点では一部の農家からの問い合わせはあるものの、利用実績はない状況です。

耕作放棄地対策の状況等については、2005年の農林業センサスによれば矢吹町の耕作放棄地の面積は131ヘクタールとなっており、また昨年度は農業委員の皆様のご協力により現地調査を行っておりますので、現在、この調査結果をもとに地図情報システムにおける位置確認を行いながら、対策を講じているところであります。

農地は一たん遊休化すると数年で荒廃し、耕作可能な農地への復旧には多大な投資と労力を要すると言われております。

町としては、耕作放棄地の解消へ向けて、重点地区の設定等を盛り込んだ事業計画書を年度内に作成するとともに、国等の交付金を活用しながら、より効果的に対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童虐待についてのおたただしですが、幼児、児童、生徒問題の中での児童虐待及び虐待の疑いは根強く存在しています。昨年1年間に本町で児童虐待やネグレクト等の疑いがあったケースは7件でした。これらは学校や幼稚園、保育園等からの情報のほかに、母親や隣人、匿名での通報もあり、慎重に対応してまいりました。

児童相談所や学校、警察、病院関係者とも連携をとり、保護者と接触した中で、2名の児童について一時保護を行いました。また、それ以外の子供たちについても、今現在も関係機関のネットワークにより注意し、見守っている状況であります。

これらの問題は、複雑な家庭環境や破綻家庭を背景に発生するケースが多く、必然的に家庭内暴力や児童虐待に結びついています。

対策としましては、第一に、情報収集を目的として積極的に学校や民生児童委員協議会と連絡を取り合い、関係機関との小まめな接触と早期対応に心がけることで未然防止に努めておりますので、議員の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、介護保険制度についてのおたただしですが、初めに、矢吹町介護保険の状況について説明させていただきます。

平成21年度末現在の状況であります。65歳以上の高齢者は4,236名で、高齢化率は23.4%となっており、介護認定者は622名、認定率は14.7%、介護サービス利用者は延べ4,433名であります。介護保険制度が開始された平成12年度末と比較しますと、高齢者数で761名、認定者数で374名、介護サービス利用者で、延べ3,160名の増加となっております。

介護サービス給付費の総額としましては、平成21年度で8億2,242万6,000円となっており、12年度と比較しますと、5億2,239万8,000円の増額となっております。介護保険の10年間の評価としては、このように介護サービスの利用者、介護サービスの給付費の増加から見ても、介護保険制度が定着してきたものと思います。

次に、町としての課題についてですが、高齢化が進展する中で、介護認定者も年々増加しています。高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で楽しく生活を送ることができるよう支援していくことが、矢吹町の課題ではないかと思っております。そのためには、町では、集団検診時に高齢者に対して生活機能評価を行い、

機能が低下している特定高齢者として選定された方々の介護予防事業として、運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善等の健康教室を町内の医療機関に協力を仰ぎ、専門職の指導のもと、個々の特定高齢者に合った運動等ができる介護予防事業として実施しているところであります。

また、2012年度制度改定で改善すべき問題についてですが、町には平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とした第4期介護保険事業計画がございます。第4期介護保険事業計画は計画期間の半ばでございますが、現在のところ、計画目標どおり進捗している状況であります。

第5期介護保険事業計画の策定に当たっては、事業の点検、評価を行い、改善すべき問題点を洗い出し、またアンケート調査によるニーズを把握し、十分な介護サービスを提供できるよう事業計画を策定していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者ひとり暮らし世帯対策についてのおただしであります。町には現在、高齢者ひとり暮らしの老人、70歳以上で221人います。これらの方々に対しての福祉方策としましては、緊急通報システムの設置を勧めています。家族が傍らにいないお年寄りの皆さんに、電話式のペンダント及びワンタッチで異常を知らせることができる電話、さらにセンサーを備えた機器を家庭に設置しています。現在60世帯強に完備していますが、民生委員協議会と連携して、さらなるPRに努めております。また、福祉事業の中で月2回の弁当の配食サービスを実施し、ひとり暮らし老人の安否確認と孤独老人の解消に努めております。さらに現在、民生委員協議会や社会福祉協議会と連携を図り、全町福祉マップの作成に取り組んでおり、マップ作成のための資料収集のために、ひとり暮らし老人の実態調査を行っています。今年度末には庁内GIS地図情報システムを取り入れたマップが完成いたしますので、特に災害時対応等に役立つものとなります。今後も議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） 耕作放棄地再生事業関係で再質問いたします。

この事業に取り組んでいくという町長の答弁がございましたが、この事業を続けていくには一時のぎではだめですから、やっぱり町としての独自の事業というか、そういう援助メニューも必要になってくると思います。やはり再生しても続けていかれるような、そういう事業にしていかなければなりません。まして、こうした今日の米価の値下がり、現在の耕作放棄地をふやさない、そういう考えも必要になってくると思います。が、再生と放棄地防止というのはなかなか相反するところがありますが、こうした現在の農業情勢、かなり矢吹原土地改良区の理事長、まして矢吹土地改良区の理事長、町長と大事な役を背負っている現在の町長でございますから、やはり将来に過去を残さないようなそういう姿勢で頑張っていっていただきたいと思いますが、そうした町の補助メニュー、そういう事業も考えていくような姿勢があるのか、再度伺いたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

耕作放棄地についての再質問でございますが、私も全く藤井議員と同感でございます。町としても耕作放棄

地の問題については重要な課題としてとらえながら、一時しのぎ、町として独自のメニューを策定すべきだということについては、この後も全力を傾注して努力していきたいというふうに思っております。そのために、先ほども説明した協議会を設立しまして、年度内にそうしたさまざまな課題克服に向けてのそうした政策が盛り込まれる、そういうふうにも私も大いに期待しておりますし、注目をして、また注視して、計画の策定にかかわっていききたいというふうに思っております。米価に代表されるように、農家の収入がどんどん低下していくと、農業は矢吹町の基幹産業でもございますので、今話がありましたとおり、町としましてもまた土地改良区を代表するものとして農業政策には全力を傾注してまいりますので、なお一層の議員の皆さんの、特に藤井議員のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

以上で、5番、藤井精七君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 青 山 英 樹 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告7番、1番、青山英樹君の質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

今定例会におきまして、最後の一般質問となります。

早速、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目となりますが、財政健全化判断の基準、指標となる実質公債費比率についてお尋ねいたします。

実質公債費比率は18%が財政健全化判断におけるイエローカードという基準を満たすものでございますが、野崎町政下、実質公債費比率は、平成18年度25.1%と最高値を極めまして、以後改善の方向を進み、平成19年度には0.2%上向いて24.9%、平成20年度は22.8%、そして昨年度が19.6%と報告されております。なお、実質公債費比率は3カ年の平均値でありますので、単年度ごとの数値を申し上げますと、平成18年度26.1%、19年度23.6%、20年度18.9%でありまして、ここから逆算しますと、昨年度の実質公債費比率は、単年度として16.3%という極めて良好な数値になってきます。町政執行に携わる職員の方々を初め、関係者の方々のご尽力はもとより、町民の皆様の我慢あるいはご負担等によつての改善がなされたもの、そのようにつながったものと評価されたく存じます。

さて、実質公債費比率の算出に関しましては、分数の算式であることから、分子を小さくして分母を大きくすることによって数値を小さくすることが可能であります。実質公債費比率の算出式の分子は、債務の部分から交付税措置を減ずる式になっているわけです。つまり単純に考えれば、債務を小さくして交付税措置が大きければ分子はより小さくなるわけでありまして、総じて、平成19年以降、約3億円もの繰上償還をしたことで、債務を減少させ分子を小さくしたことが実質公債費比率を好転させた要因と考えられます。と同時に、この分だけ、町民の生活にもある程度の影響を及ぼしたとも考えられるわけでありまして、また、計算式の分母となります標準財政規模に取り込まれる臨時財政対策債発行可能額、昨年度1億1,000万ふえているかと思いますが、



これもまた数値の改善に寄与しているものでありまして、対策債自体借金ですので、債務がふえることによって、また数値が多少よくなったという矛盾と申しますか、そういった事実もあります。いずれにせよ、町民の多くの方々は税金を納めても何が変わったのかわからない、満足感が得られないといった声が多く聞かれるわけでありまして。実質公債費比率の改善に際して、町民との共有が見られるのかどうか。町民の我慢や負担ばかりが先行しているように見受けられますが、実質公債費比率と町民生活について、町長はどのようなお考えかを伺います。

次に、町長が従前より主張しております「応分の負担」について質問いたします。

地方交付税の財源保障機能が後退し、未完の分権改革は三位一体の改革に姿を変え、財源の縮小となってしまうまい。夕張市の財政破綻をきっかけに地方財政健全化法がつけられ、そして今、公会計の改革が順次進んでいます。考えてみますと、こうした動きには一つの流れが背景にあります。さまざまな法的規制と伝統的の制度によってつくられてきた公権力としての自治体行財政の仕組みに、民間企業の経営手法を導入して、もっと効率のよい組織につくりかえるという構造改革の流れであります。これまでの自治体行政は多くの弊害と欠陥を持ち、その改革が必要であることは確かで、いわんとすることはわからないでもありません。しかし、自治体には、利潤の追求を目的化する企業や、または家計などとは違う、住民の暮らしを守る目的があります。それに沿った原理で運営されなければなりません。特に、課税に関しては私有財産を侵害しますから、財産権とは矛盾する部分があります。地方自治における町長が言う「応分の負担」とはどういう意味なのかお聞かせ願います。

最後に、今後の町政を運営するに当たっての町長のお考えをお尋ねいたします。

少子高齢化が進み、社会問題化しているのは周知のとおりであります。当町でも75歳以上の人口は平成18年3月末で1,884人おりました。これを100としますと、3年後であります去年の3月末では112.3という12.3%ふえておりまして、先日行われました敬老会での席上で発表された75歳以上の人口と比較しますと、およそ4年半で24%ほど増加しているという数値が出てきます。また扶助費の伸びも著しく、平成12年、13年、およそ10年前ですが、およそ2億円でありましたが、平成16年に3億円台になりまして、去年は4億円を超えております。10年で200%を超えている計算になります。とても看過できる状態ではないと判断できます。特に、社会需要が増していく介護等の社会福祉に関して、町はどのような手だてを講じていくのでしょうか。過去の定例会におきまして、町長は「小さな役場」を目指す旨の発言がありましたが、小さな政府という代名詞が意味するのはアメリカ型社会を示唆するものと思いますが、それに類似する自治体としての役場であるとするれば、社会保障の分野では、福祉に関する社会需要には対応できないのではないかと懸念されますが、どのようなコンセプトをお持ちの上で今後運営をされていくのかお尋ねいたします。

1回目の一般質問を終了いたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、実質公債費比率の改善と町民への影響についてのおただしであります。平成19年度から町財政基

盤の立て直しを図るために取り組みました財政再建3カ年計画では、4つの目的を掲げております。1つ目は財政再建団体への転落阻止、2つ目は借金依存体質からの脱却、3つ目は住民サービス水準の安定的確保、4つ目は中学校建設の早期実現であります。実質公債費比率につきましては、厳しい財政状況の中、想定した以上に数値が改善されましたことは、議員を初め町民の皆様のご協力あってのことと感謝申し上げます。中でも3つ目の住民サービス水準の安定的確保につきましては、少子高齢化社会の対応に力を置き、特に子育て支援を町の重要課題として、平成19年度から幼稚園、保育園の第三子以降無料化や、若者定住化促進事業として、若者の人口をふやすため住宅建設に対する助成制度創設などを実施したところであります。

また、公債費等の経常的経費を削減することにより捻出した予算を政策的経費に振り向けることにより、まちづくり総合計画に位置づけた事業に多くの予算を割くことが可能となり、例えば、行政区活動支援事業では行政区みずから行う事業を支援し、地域と町が一体となり協働のまちづくり等の事業を進めております。

また、高齢者の医療費増加が国民健康保険財政を圧迫し、国保税の値上げが避けられない状況にありましたが、一般会計からの支援により国保税の値上げ幅を圧縮し、町民の皆さんの負担軽減を図ったところでもあります。

4つ目の目標に掲げた中学校建設の早期実現についても、平成21年度の国の緊急経済対策に盛り込まれたスクールニューディール構想により、有利な補助事業を受け、着手できたことは、多くの町民の皆さんが待ち望んできたことであり、町民全体の大きな喜びであると考えております。この計画期間中に、住民負担の増加を最低限に抑え、極力住民サービスを低下させず、新たな事業展開をできましたのは、財政再建3カ年計画の取り組みが適切かつ効果的であったと確信しております。このように、持続可能な安定した行財政基盤を確立し、財政負担の軽減等の明るい兆しが差し込み始めた今、人、産業、財政の資源が充実した可能性ある町へと生まれ変わりつつあり、重点目標である協働のまちづくり、そして産業振興のまちづくりに改めて取り組むスタートの年であると認識しております。また、実質公債費比率につきましても、さらにワンステップ前進し、健全な財政と言われる18%未満への道筋をつけるための新たな行財政改革の枠組みとして、次期集中改革プランを策定し、取り組みを継続してまいります。

次に、地方自治における応分の負担につきましては、行政サービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内でサービスの対価として徴収するものでございます。いわゆる受益者負担の原則であると考えております。

利用する人、利用しない人が存在する中で、利用に見合うだけの負担をお願いすることが、不公平感をなくし、住民サービスの向上を図ることが可能になります。受益者負担を検討する際には、サービスの目的や機能について公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により、サービスが必需的なものか、基礎的なものか、選択的なものか、サービスに市場代替性があるかを判断しております。例えば、必需的で非市場的なサービスについては、受益者負担をなくして全額公費負担とするように配慮しております。なお、料金の改定については、財政危機を目的とすれば、歳入確保だけが目的となってしまう、財政的に余裕ができれば値下げといった議論となり、財政状況に振り回される形になってしまうため、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営改善努力をするとともに、適正な料金設定等が地方自治に求められると考えております。

次に、小さな役場につきましては、第5次まちづくり総合計画の基本構想において、新しい公共空間を創造するための重要な考え方として位置づけ、民間活力などにより積極的な行財政改革を推進し、町民、地域、企業、行政等それぞれが担う役割分担を明確にし、効率的で質の高い行政を目指した役場であります。そして、歳入と歳出の均衡によって財政運営の健全化を図り、地域における資源を最大限活用した事業展開により、効率的で開かれた無駄のないスリムな自治体経営を目指しており、規模が小さくサービスも低下するイメージの小さな役場ではなく、効率的で質の高いコンパクトでスマートな小さな役場という意味であり、従来以上の機能を備え、能力を発揮することが可能な役場であります。高齢者や要介護者等がふえても、役場が行うべきことと民間活力を利用して行うべきこと、お互い足りない部分を補いながら、協働により役割分担を役場がリードすれば、十二分な公共サービスの提供が可能であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（青山英樹君） まず、実質公債費比率が単年度でもって18%を切ってきたと。確かに、数値的には3年間平均でも18%を切ってくるという一つの見通しになったと思います。ただ、これが今言いましたように、私のほうで申し上げましたが、期間的にちょっと性急的なところがなかったのかというふうに思うわけなんです。一つには、何度も申し上げますが、町民の方々が納税をされていて、税を納めることに対して、負担感とかよりも、満足感とかそういうものに対しても共有するものがあつたかどうかという点についてはどのように思うのかというふうにお尋ねしたいわけなんです。これは一つに、私も議員になりまして2年を過ぎて、もう3年に入りましたが、一般質問等を聞いておりましても、過去に出てきた質問あるいは要望等がたくさんあるんですね。今回も出ましたが、同僚議員からも出ておりますが、墓地の問題、あるいは小学校の送迎バスの座席を大きくするとか、あるいは防災無線の話もそうですし、道路整備もそうですし、町営住宅の空きに関してもそうですし、街灯とか、かなりあります。今回の一番最初にやられました吉田議員のオンデマンドということなんですけれども、これに始まって、今回これにもあると思いますが、要求というものに沿った行政の運営というものが、はっきりと「これができましたよ」という解決されるものはなかったのではないかと。結局、デイスデマンドになってしまっているだろうと。それを実質公債費比率が改善したからということで、もろ手を挙げて喜べるという状況では町民はないと思います。あくまでも実質公債費比率というものに関してのこだわりをお持ちであれば、それはやはり団体政治の域を出ずに、住民自治としての、住民の民主主義の精神というものに対しては、ちょっとずれてくるものもあるのではないかとというふうに考えております。これは、ひいては今後の介護あるいは福祉政策にも結びついてくるわけですが、そこを町長は先ほど受益者負担という言葉を使われましたが、医療、介護、福祉、教育分野、この分野に関しては、多額の費用等がかかる部分から、受益者負担というものを前面に出していった方がいいのかどうかという考えがあるかと思います。特に、税金を納めている方々の感覚からいけば、税制度の原則といいますか、それは、所得の再配分ということになります。その所得の再配分というものを考えれば、これはいわゆる応分あるいは応益負担ではなくて、応能負担になるべきところであると。当然、そこにおける再配分が必要なわけでありまして、受益者負担というものを前

面に考えた場合においては、医療、福祉とかその分野にあつては、ちょっと制度的に構築できないのではないかというふうに思っているわけです。特に、アメリカ型、それからスウェーデンを初めとするヨーロッパ型というものがありまして、多くの方々はスウェーデン型、欧州のほうを望まれているのではないかと。当然税率は高いんだけど、それに対しての見返りがあるということであればということの裏返しであり、これは地方自治も、これからの地域として考えていかなければいけない一つの分岐点に来ているのではないかというふうに考えるわけでありまして。それは先ほども言いましたように、高齢者がふえていく、補助費がどんどんふえていく、そういった理由からそういう分岐点に来ているのではないかというふうに思いまして、今後の町政運営に対して一つのビジョンというものを町長がお持ちであれば、お示し願いたいというふうに思っているわけです。

それから、現実としまして、グループホーム等が矢吹にもたくさんできてまいりました。ところが、まだ空きがある状態ではないかと思うんです。実際に、住民の方々、町民の方々の立場からいいますと、ひと月当たり13万ぐらいはかかってしまうんですね。これは介護保険を使っても13万ぐらいの負担はどうしても出てしまうんです。そうしますと、国民健康保険の被保険者、農業関係あるいは自営業の方々等の高齢者の方の年金でいきますと、とてもじゃないですけども、現実的にちょっと払い切れないところがある。こういったものに対しても、受益者負担ということではなべにふたをしてしまうのか。そしてまた、三鷹から清原市長さんが来られてまして講演をなさいました。町長もあのときおりましたけれども、町長もメモをとったと思います。実情に合わないことがあるのであれば、条例とか法律とかそういったものがあるとすれば、それは実情に合わせていくべきだという姿勢を示されておりました。それが正しいか悪いかとはそれは別にしまして、一つの方向性のもとに長としての指針を示されたものと、私は評価しております。そういったものを兼ね合わせて、総合計画といいますが、それがどうしても数値上でもってクリアするための総合計画なのか、あるいは本当にオンデマンドということでの要求に沿った、そういうオンデマンド・ガバメントあるいはオンデマンド・オフィスというような考えのもとに進めていかれるのか。この2つでもって将来は大きく変わってくると思います。そこを明確にお示し願いたく存じます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

当初の実質公債費比率に関連する再質問についてでございますが、今いろいろございました。今まで計画、財政再建3カ年の計画につきましても、実質公債費比率の問題にしても、数字だけとらえて性急過ぎないかと。税の負担感よりも、住民のほうに本当に満足感をもたらすような、そういう考えに基づいてまちづくりをしてきたのかというようなことでございますが、この件につきましては、青山議員もご存じのように、物事には順序があると。矢吹町の状態を考えれば、3年、4年前、私がこの立場に立った平成16年のことを考えれば、当然町としてやるべきことは、目の前にぶら下がっている財政再建団体から脱却するという大きなテーマに基づいて、まちづくり、町の運営をしてきたということについては、ご了解いただいているものと思います。ですから、物事に順序があるというなら、まず財政再建をきちっとした上で、なおかつ、まちづくり総合計画もそうしたことをリンクしながらまちづくりを進めていこうということでスタートしたというふうに私も認識して

おりますし、多くの議員の皆さんもそのように気持ちを持っていただいたのかなというふうに思っております。当然、住民の方に満足いただける、あれもこれもというようなことは、私自身もやりたくないわけではないです。でも、それができなかったという町の状況を、十分に青山議員にもご理解いただきたい。そのために財政再生3カ年計画をスタートして、皆様のご協力、町民の理解を得て、これがなし得たと。次にやるべきことは、先ほども答弁させていただきましたように、さらなる第2期の集中改革プランを継続しながら、そして後期のまちづくり総合計画を策定していくということでございますので、その中には、今まで、今回の多くの議員の皆様からあった要望等、または住民アンケートの要望、さらにはさまざまなワーキンググループ、そうした住民の声も多く取り入れながら、後期計画の中に、税は負担しても、それ以上に満足感が十分に得られるというような、そうした後期のまちづくり総合計画をつくっていきたいと思います。そういうことで、この後も青山議員を初め議員の皆様にも、さまざまな形で住民サービスの向上につながるように、また住民の方に満足していただけるような、そうしたまちづくり総合計画政策づくりに努力を傾注していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

介護福祉の問題で、受益者負担を前提にしていくのかというようなことでございますが、これについても決してそうではございません。先ほども答弁させていただきましたように、多くの方に税の負担感が非常に重くのしかかってきている。そのために、一般会計から多くのお金を繰り出しながら税率の抑制に努めてきたことについては、青山議員もご承知のとおりだというふうに思っております。先ほどもお話をさせていただきました。まさしく小さな政府というのはアメリカ型。日本でも小泉前総理大臣が歳出を少なくしていくためにとった政策ということで、この弊害は多くあると思います。ただし、ヨーロッパ型、特にスウェーデン型といわれる大きな政府、そうしたものについても問題がないわけではない。ただ、これは大きな問題で、国の行く末そのものも大きく左右する、そういう大きな問題だと思います。民主党政権がどういうふうにご後考えて、大きな政府にするのか、小さな政府にするのかという国の方向のかじ取りをしていくものだというふうに思っております。ただ私は、大きな政府、小さな政府という、そういう枠のとらえ方ではなくて、住民サイドに立った、そうした福祉介護政策というものを住民の方に十分に満足していただけるように、今後もまちづくりの中で、政策の中で生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

グループホームの問題についても、介護保険計画の中では満足できる進捗状況にあると言いましたが、ただ、料金の問題についても、これは住民にとっても非常に負担の重い話でございますので、こうしたことも国県のほうに、片桐議員にも話をさせていただきましたように、国県の負担の増額も要望としてお願いしながら、町としてはどの程度、今後そうしたことにもこたえられるかということは、後期のまちづくり総合計画の中、さらには第5期の介護福祉計画の中に盛り込んでいきたい、検討していきたいというふうに考えておりますので、そうしたことも十分にお願いをしたいなというふうに思っております。これについては、本当に私自身が受益者負担というような言い方をしておりますが、これについては必需的など、基礎的などというよりも、市場との連動も含めて、市場性との絡みも含めて、十分協議をしなくてはならないと思っておりますので、これらのことについても十分頭に入れながら、今言われたことを十分に認識しながら、今後まちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。できるだけ住民には負担をさせたくないというのが本音でございます。

以上申し上げて、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

1番。

○1番（青山英樹君） 丁寧な説明ありがとうございます。

おおむね、今後の方向性というものに対してのマクロ的な話は十分理解できるんですが、やはり自主的に、大事なのは、何をしていくかというところにおいて、これからつくられる後期総合計画、まちづくり総合計画の後期とかそういったものによるものが大きいかと思うんです。それをどのように作成していくかということも必要かと思います。やはり今までの計画等を見ていきますと、比較的財政的な要素というのがなくて、いわゆる目標とする抽象的なものが多かったかというふうに思うんです。そういう意味では、町役場の職員さん、かなりやはり数字は日々つかんでおりますので、町役場の職員さん、あるいは議員さん、あるいは町民の方をひっくるめて、財政白書とかそういったものを作成していく中で、新しく持っていけるものが出てくるのではないかと思うんです。単に要望だけを聞いていてもしょうがないでしょうし、結果として、先ほども申し上げましたが、議会でも一般質問等でいろいろな要望、改善に対する項目が出ているんですが、結果として何にもならなかった。それが結局物事には順番があるんだぞということを言われれば、結局それは、じゃ、やむを得ないのかということが終わってしまう感もありますし、これからまちづくりに関しては、やはりもっと知らなくてはならない部分もあるんです。例えば、交付税に関しまして、算出幾ら幾らと決める中で、当然基準財政需要額から基準財政収入額を引くわけなんですね。そのとき、多くもらうためには、この基準財政収入額が小さいほうがいいんです。たくさんもらえます。その基準財政収入額の算定の中には、地方税掛けることの基準財政75%という数値が入っているんですね。つまり、25%に関しては留保財源として使いなさいよ。そしてその標準的な税収入に関しての75%を見て、これは考えようによっては税金で取れない分の交付税措置というふうにも、見方によってはできるわけなんですよ。ですから、考え方によっては、税金を納めるのは、町民で皆さん大変ですけども、交付税という中で税金を取れないといいますが、そういう場合は限らず、少なくとも緩和をするような交付税措置として見ていただければという、そういう要望もあるわけです。ですから、交付税という中にはそういった措置も含まれていると考えるのであれば、町税等に関してもいろんな町の基準はつくれるわけですから、ですから、国保に関しても、あるいは町民税等に関しましても、町としての緩やかな穏やかな、そういう緩衝材をつくるなりして、実質公債比率オンリーの調整ではなくて、違った方向に持っていただければありがたいなというふうに考えるわけです。

もう一つ、応益原則なのか、応能原則なのかという点において、私はやはり先ほども言いましたように、所得の再配分という観点からも、応能原則というのが基本であろうと思うんですが、そういったものをどのように位置づけられるのか、どのようにしてやられるのか、最後にあわせて聞きたいと思います。

特に、町長はいつもご理解とご協力をお願いしますというお言葉で最後依頼するわけなんですけれども、そのご理解とご協力というのは、よもやすれば、我慢をしてあきらめを強いるというような、そういうことになりかねないかというふうにも思われますので、あわせて答弁のほどお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

事業をしていく上で、なおかつ事業計画を策定していく上で何をしていくかが大事だと。そして、政策をつくる上で、過程も大事だというような、そして、どのように策定していくのかというそういう道筋もきちっとつけていくべきだというようなことだと思いますけれども、その分については、私も全くそのとおりだというふうに思っております。今後も、見える形でまちづくり総合計画、なおかつ、集中改革プランというものを策定していきたいなというふうに思っております。物事には順番があるということについては、この、ここで、今再々質問で青山議員が言うものと、先ほど私がお答えしたのとは、若干ニュアンスが違うのかなということとはご理解していただきたいというふうに思っております。あきらめるんだというのではなくて、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、2番目の収入額が小さいほどいいというものについては、私自身はそうは思いません。財政基盤の確立ということで町財政をきちっと立て直し、さらには拡大していくためには、基盤を強化していくためには、やはり地方税というのは大切な町の財源にもなると。そしてさまざまな事業をする上で、基礎的な財源になるわけですから、唯一町が自由裁量で使えると言っても過言でない、そういう財源なるものですから、そうしたことで、町はこの後も企業誘致や農商工連携も含めて、すべての産業、そしてすべてのお仕事に携わる方の生活が豊かになった上で、税については能力に応じて、今言ったように能力に応じて負担させていただいて、結局は町が潤うことによって住民にサービスという形で還元、再配分するわけでございますので、税金がなければ、先ほどから小さな政府、大きな政府ということで、青山議員は大きな政府をご希望のようでございますけれども、そうした形で税の再配分というものはできないのではないかとということと、私はそのように考えておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いします。私が言っているのは、あきらめるんだよではございません。十分に、それぞれの考え方があってしょうけれど、町はそうした考えで進んでおりますし、そうしたことを青山議員に基本的な部分で理解をしていただかなければ、この議論はいつまでもかみ合わない。そういうこともご理解をいただきたいと思います。

以上で、私の再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問を打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。これにて一般質問は終結いたします。

暫時ここで休議いたします。10分ほど。

（午前11時11分）

---

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午前11時24分）

---

### ◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより、町長から提出されました案件に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

### ◎議案・請願の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案・請願の付託を行います。

お諮りいたします。議案第43号、第44号、第45号、第46号、第47号及び認定第1号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第42号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上審査することに決しました。ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

それでは、事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） それでは、朗読いたします。

第1予算決算特別委員会、平成22年度特別会計補正予算、平成21年度一般会計決算。委員名です。青山英樹委員、鈴木隆司委員、藤井精七委員、大木義正委員、熊田宏委員、諸根重男委員、根本信雄委員、栗崎千代松委員。第2予算決算特別委員会、平成22年度一般会計補正予算、平成21年度特別会計決算。竹元孝夫委員、鈴木一夫委員、棚木良一委員、角田秀明委員、永沼義和委員、遠藤守委員、吉田伸委員。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第40号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、9月3日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元配付の請願文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

---

### ◎散会の宣言

○議長（柏村 栄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。



本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午前11時28分)

